

「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーン旅行商品割引

旅行事業者募集要項

令和 8 年 4 月 1 日

公益社団法人 福岡県観光連盟

1 目的

閑散期における旅行需要喚起及び旅行需要の分散化を図るため、「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーンを実施します。実施に際して、本事業における旅行商品の割引を行う旅行事業者を次のとおり募集するものです。

2 旅行商品割引の概要

(1) 名 称

「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーン（以下「本キャンペーン」）

(2) 販売期間

令和 8 年 4 月中旬～令和 8 年 7 月 17 日（金）

※販売・予約開始日については、別途お知らせします。

※予算上限に達し次第、終了します。

(3) 割引対象・割引率

- ・福岡県内（福岡市・北九州市を除く）の宿泊施設での宿泊を伴う旅行商品
- ・旅行代金等の総額の 20%（1 人 1 泊あたり最大 3,000 円）

※泊数の上限はありません。ただし、宿泊料の発生しない日帰り利用料金は割引対象外です。

(4) 対象事業者

取扱旅行事業者として本キャンペーンに登録された福岡県内の旅行事業者（OTA※を除く）

※OTA（Online Travel Agent）とは、インターネット上で取引を行う旅行会社のことを指します。

(5) 割引適用期間

令和 8 年 5 月 7 日（木）～令和 8 年 7 月 17 日（金） ※令和 8 年 7 月 18 日（土）
チェックアウトまで

※ただし、平日の宿泊（※）に限ります。

※「平日の宿泊」とは、宿泊日かその翌日のどちらか少なくとも 1 日が平日であること。
本キャンペーン期間では、土曜日は適用対象外

(6) 対象旅行商品

福岡県内（福岡市、北九州市を除く）の宿泊施設への宿泊を伴う企画旅行（募集型、受注型）、
手配旅行

※宿泊施設とは、①「旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けて行う同法第 2 条第 2 項から第 3 項の営業に係る施設（下宿営業を除く）」、②「住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項に規定する届出をしている住宅」、③「国

家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第 1 項に規定する認定をうけた施設」とする。

（７）１ 事業者あたりの支援額上限

取扱事業者の新規登録申請時に提出いただく販売予定及び、令和 6 年度に実施した「ふくおか平日おトク旅」

観光キャンペーンの実績を基に予め内示額を決定します。

※申請した時点で助成予算が終了している場合には受付できないことがあります。

※事務局は、申請者への内示額通知後、助成金執行状況に応じ、内示額を変更する場合があります。

３ 取扱事業者募集

（１）登録条件

対象となる旅行商品を販売する旅行事業者のうち、以下の全てに該当する事業者であること。登録後に条件を満たさないことが発覚した場合、直ちに登録を取り消します。

- ① 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行業者又は旅行業者代理業者のうち、県内に本社・支店または営業所を有するものであること。
- ② 「福岡県暴力団排除条例」（平成 21 年福岡県条例第 59 条）を遵守できる事業者であること。
- ③ その他、公序良俗に反しないこと。
- ④ 過去に福岡県が行った旅行助成事業において、ルールどおり適切に運営されていること。
- ⑤ 以下（２）に示す留意事項（ルール）を遵守できる事業者であること。

（２）留意事項（ルール）

- ① 福岡県または本キャンペーン事務局が通知する内示額の範囲内で、旅行商品の販売を行うこと。内示額を超過して販売した場合、その分の助成は行わない。また、その際の損失責任は旅行会社が負うこと。
- ② 旅行商品を販売する際には、旅行代金の一部が県からの支援であることを告知するためにホームページやチラシ等に「この商品は『ふくおか平日おトク旅』観光キャンペーンの支援を受けています」等、本キャンペーンの支援事業であることが消費者に明確に認知できるようにすること。
- ③ 旅行商品割引の取扱に関し、旅行者とトラブルにならないよう努めること。
（例）本キャンペーンの利用を停止した際は、その旨を事前に旅行者に伝えること。
- ④ 旅行商品の申込みの際に、本キャンペーンを利用する旅行者名簿の管理を確実に行うこと。
- ⑤ 割引旅行商品の販売者が、取引先等の関係者に優先販売しないこと。

⑥ 旅行商品割引の精算業務が適切に実施できること。本キャンペーンの取扱事業者登録申請や精算業務は、店舗ごとではなく事業者ごとに事務局指定のシステムを使用して行うこと。

⑦ 取扱事業者名の告知は、本県の特設サイト等で行うが、各事業者でホームページ等を運営している場合は、そちらでも積極的な発信に協力すること。

⑧ 事務局との精算に使用するシステムの ID や精算に係る帳票類等の管理のほか、個人情報等を適切に管理できること（5年間保存）。

⑨ 事務局が示す割引適用申請書類に、宿泊者の署名を取得することができること。また、助成金請求時に、旅行が催行されたことがわかる証拠書類を提出すること。（例：宿泊証明書）

⑩ 助成金の審査にあたり、事務局側が求める追加書類（契約書、領収証等）の提出に応じること。

また、キャンペーンの運用・申請内容等に疑義が生じた場合等、福岡県観光連盟または事務局が求める調査・確認に応じること。

⑪ 福岡県観光連盟または事務局の求めに応じ販売状況分析等の資料提供に協力すること。

⑫ 旅行代金、利用人数等の水増しなど、助成金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。

4 取扱事業者登録申請方法

旅行商品割引の取扱いを希望する旅行事業者は、以下の書類をシステム（AMARYS）にて提出してください。

URL： <https://amarys-jtb.jp/heitoku-24ra/>

（提出書類）

① 令和 8 年度「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーン取扱旅行事業者登録に係る意向確認書（システム

（AMARYS）へ入力）

② 当該施設を運営する上で必要な許可を得ていることを証する書類（旅行業登録票等）（システムへアップロードして提出）

③ 取扱旅行事業者同意確認書（システム内で同意）

④ 暴力団排除の誓約書（システム内で同意）

（申請期間）

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 7 月 17 日（金）まで

5 旅行商品割引の精算について

旅行商品割引の適用開始後すみやかに、次の方法にて精算手続きを行ってください。

- (1) 方 法 指定する精算システムを使用すること。
- (2) 回 数 原則、月に 2 回程度の精算を行うこと。
- (3) 支 払 事業者が指定する金融機関への口座振込とする。

なお、振込に係る費用は本事業において負担する。

- (4) 期 限 精算スケジュールはマニュアル等で通知します。

※最終期限に間に合わない場合、支払いに応じることができない場合があります。

※精算に関する手続き等の詳細については、登録事業者向けマニュアルを公開します。

6 今後のスケジュール（予定）

4 月中旬 ：登録事業者へのマニュアルの公開、システム ID の連絡
割引予約開始

5 月 7 日（木） ：割引宿泊開始

<取扱事業者登録に関するお問い合わせ先>

「ふくおか平日おトク旅」観光キャンペーン事業運営事務局

T E L ： 092-752-8048

メール： heitoku-24ra@jbx.jtb.jp

申請システム URL（旅行事業者）： <https://amarys-jtb.jp/heitoku-24ra/>